

○石川県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程

〔平成14年3月22日〕
石川県警察本部訓令第4号

改正 平成17年3月17日警察本部訓令第11号
平成26年3月31日警察本部訓令第11号
平成28年3月25日警察本部訓令第9号

石川県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程を次のように定める。

石川県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第35条の規定により、石川県警察本部長が管理する公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書等)

第2条 条例第6条第1項の公開請求書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、公文書の公開の方法とする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（別記様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書一部公開決定通知書（別記様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める通知書

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 公文書非公開決定通知書（別記様式第4号）

ロ 公文書の存否を明らかにできない場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（別記様式第5号）

ハ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書（別記様式第6号）

(公開決定等期間延長通知書等)

第4条 条例第12条第2項の書面は、公開決定等期間延長通知書（別記様式第7号）とする。

2 条例第12条第3項の書面は、公開決定等期限特例通知書（別記様式第8号）とする。

(事案移送通知書)

第5条 条例第13条第1項の書面は、事案移送通知書（別記様式第9号）とする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第14条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、公文書公開決定に係る意見照会書（別記様式第10号）とする。
- 3 条例第14条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第1項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- 4 条例第14条第2項の書面は、公文書公開決定に係る意見照会書（別記様式第10号）とする。
- 5 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書（別記様式第11号）とする。
- 6 条例第14条第3項（条例第21条において準用する場合を含む。）の書面は、公文書公開通知書（別記様式第12号）とする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条の実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ若しくは録音ディスク又はビデオテープ若しくはビデオディスク 視聴又は複写の方法
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付の方法
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものを閲覧し若しくは視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写することが容易であるときは、閲覧若しくは視聴又は複写の方法によることができる。

（閲覧又は視聴の制限等）

第8条 石川県警察本部長は、公文書の閲覧又は視聴をするものが当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

- 2 条例第15条の規定により写しの交付による公文書の公開を実施する場合における公文書の写しの交付の部数は、公開請求に係る公文書1件につき1部とする。

（費用の納付）

第9条 条例第17条第1項の費用は当該公文書の写しが作成される前に、同条第2項の費用は当該電磁的記録の公開が実施される前に納付しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日警察本部訓令第9号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

石川県警察本部長 殿

請求者	住 所 〔 法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地 〕	
	氏 名 〔 法人その他の団体 にあつては、名称 及び代表者の氏名 〕	
	連絡先 〔 担当部署 担当者氏名 電話番号 〕	

石川県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求に係る公文書の内容 〔 公文書の件名又は知りたいと 思ふ事項を具体的に記入して ください。 〕	
公文書の公開の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付又は複写 4 写しの送付
※ 請求の目的	

- 注意1 公文書の公開の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 ※欄は、請求された公文書の特定等の参考に利用するためのものですが、記入については、請求者の任意です。
 3 次の欄は、記入しないでください。

受付窓口		
担当課等		
公文書の件名		

別記様式第2号（第3条関係）

公 文 書 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公文書の公開の場所	
担当課等	(電話番号)
備考	

- 注意 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課等へ連絡してください。

別記様式第3号（第3条関係）

公文書一部公開決定通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公文書の一部を公開することに決定したので、石川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公文書の公開の場所	
公開しない部分	
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなく なる期日	年 月 日
担当課等	(電話番号)
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

- 注意 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課等へ連絡してください。
3 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

別記様式第4号（第3条関係）

公文書非公開決定通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公開しない理由	石川県情報公開条例第7条第 号に該当
※上記の理由がなく なる期日	年 月 日
担当課等	(電話番号)
この決定に不服がある 場合の救済方法	1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
備考	

注意 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

別記様式第5号（第3条関係）

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、公文書の存否を明らかにできないため、公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	
担当課等	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

別記様式第6号（第3条関係）

公文書不存在決定通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、公文書を保有していないため、公開しないことに決定したので、石川県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書を保有していない理由	
担当課等	(電話番号)
この決定に不服がある場合の救済方法	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
備考	

別記様式第7号（第4条関係）

公開決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、次のとおり公開決定等の期間を延長したので、石川県情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課等	(電話番号)
備考	

別記様式第8号（第4条関係）

公開決定等期限特例通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けで公開請求のあった公文書について、石川県情報公開条例第12条第3項の規定により、公開決定等をする期限を次のとおりとしましたので通知します。

公文書の内容	
石川県情報公開条例第12条3項を適用する理由	
当初の決定期限	年 月 日
公文書のうちの相当部分について公開決定等をする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
担当課等	(電話番号)
備考	

別記様式第9号（第5条関係）

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

年 月 日付けの公文書の公開請求について、石川県情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

公文書の内容	
移送先の実施機関	担 当 課 等 (電話番号)
移送をした日	
移送をした理由	
移送をした実施機関	担 当 課 等 (電話番号)
備 考	

注意 本件公開請求については、移送先の実施機関において公開決定等をするようになります。

別記様式第10号 (第6条関係)

公文書公開決定に係る意見照会書

第 年 月 日
第 号

殿

石川県警察本部長 印

石川県情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求のあった公文書に、あなた（貴
第1項
）に関する情報が記録されていますので、同条例第14条 第2項 の規定により通知します。
第2項
本件公開請求に係る公文書の公開決定等についてご意見があれば、別紙により 年 月 日
までに回答してください。

公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた（貴）に関する情報の内容	
意見書の提出先（担当課等）	(電話番号)
石川県情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備考	

別記様式第12号（第6条関係）

公 文 書 公 開 通 知 書

第 年 月 日 号

殿

石川県警察本部長 印

あなた（貴 ）に関する情報が記録されている公文書について、次のとおり公開することを決定したので、石川県情報公開条例第14条第3項（第21条において準用する同条例第14条第3項）の規定により通知します。

公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた（貴 ）に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
担当課等	(電話番号)
備考	

注意1 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 石川県情報公開条例第21条において準用する同条例第14条第3項の規定により通知する場合は、審査請求に係る教示文を省略すること。